Ⅱ. 保険監督上の評価項目

Ⅱ -1 経営管理

Ⅱ-1-2 主な着眼点

- (1) (略)
- (2) 取締役及び取締役会

①~① (略)

② 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が保険業法施行規則(以下、「規則」という。)第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、社団法人日本アクチュアリー会(以下、「アクチュアリー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

③ (略)

(3)~(8) (略)

Ⅱ-2 財務の健全性

Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-7-2 主な着眼点

(1)~(4) (略)

(5) 関連部門との連携

①~⑩ (略)

① 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。

① 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発

改正後

Ⅱ. 保険監督上の評価項目

Ⅱ-1 経営管理

Ⅱ-1-2 主な着眼点

- (1) (略)
- (2) 取締役及び取締役会

①~① (略)

② 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が保険業法施行規則(以下、「規則」という。)第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、社団法人日本アクチュアリー会(昭和38年5月14日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下、「日本アクチュアリー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

③ (略)

(3)~(8) (略)

Ⅱ-2 財務の健全性

Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-7-2 主な着眼点

(1)~(4) (略)

(5) 関連部門との連携

①~⑪ (略)

① 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。

また、平成20年6月に公布された保険法については、介入権、被保険 者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理 的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設され ており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。

② 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発

珇	行
٠,١,	

後のチェック・管理については、「<u>Ⅱ -3-10 システムリスク管理態勢</u>」も 参照のこと。

(6)~(10)(略)

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ -3-3 保険募集態勢

Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

- (1) (略)
- (2) 法第300条第1項第1号関係
 - ① (略)
 - ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注1)・(注2)(略)

ア (略)

イ. 「注意喚起情報」の項目

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 告知義務等の内容

(エ)~(ケ) (略)

- ③ (略)
- (3) 準用金融商品取引法第37条の3関係
 - ① (略)
 - ② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。

改正後

後のチェック・管理については、「 $\underline{\Pi}$ -3-11 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)~(10)(略)

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ -3-3 保険募集態勢

Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

- (1) (略)
- (2) 法第300条第1項第1号関係
 - ① (略)
 - ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注1)・(注2)(略)

ア (略)

イ. 「注意喚起情報」の項目

(ア)・(イ) (略)

- (ウ) 告知義務等の内容
 - (注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。

(エ)~(ケ) (略)

- ③ (略)
- (3) 準用金融商品取引法第37条の3関係
 - ① (略)
 - ② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。

現行	
なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。 (注 1)・(注 2) (略) ア (略) イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号(規則第 234 条の 24)等関係) (ア)~(オ) (略) (カ) 告知義務等の内容	
(キ)~(セ)(略) ③・④(略) (4)~(9)(略) (新設)	
(新設)	
(10) その他 ①・② (略) (新設)	

改正後

なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。

(注1)・(注2)(略)

ア (略)

イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項 第 7 号(規則第 234 条の 24)等関係)

(ア)~(オ)(略)

- (カ) 告知義務等の内容
 - (注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。

(キ)~(セ)(略)

③•④ (略)

(4)~(9) (略)

- (10) 告知事項·告知書
 - ① 平成20年6月に公布された保険法において、告知義務が自発的申告 義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求 める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解 し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴な ど告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を 保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。
 - ② 告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。
- <u>(11)</u> 保険法対応

平成20年6月に公布された保険法については、保険契約に係る制度が 改正及び新設されており、生命保険募集人が当該制度に適切に対応でき る態勢を整備しているか。

- (12) その他
 - ①•② (略)
 - ③ 保険契約締結の申し込みがあったにも関わらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られ

改正後

Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について

現 行

他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

- (1) 目的・趣旨
 - ① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金受取 人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下、「事業保険」 という。)は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源 確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行 われているか。

(新設)

(新設)

<u>るよう努めているか。</u>

Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

- (1) 目的・趣旨
- ① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金受取 人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下、「事業保険」 という。)<u>については、以下のア.又はイ.</u>の目的・趣旨に沿った業務運 営が行われているか。
 - ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則(以下、「遺族補償規定等」という。)により定められた弔慰金・死亡退職金等(以下、「弔慰金等」という。)の支払い財源確保
 - イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費 用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保
 - (注) 被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行うことによって、保険会社が被保険者に保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

さらに、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、保険会社は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。

② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則に基づく遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定(以下、「遺族補償規定等」という。)により定められた用慰金・死亡退職金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

- (2) (略)
- (3) 保険金額の定め方 (新設)

全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は 遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険 金額を上限(ただし、2,000万円上限)とするなど、この保険の目的・趣旨(上 記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。

改正後

- ② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、<u>弔慰金等</u>の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。
 - (注) 被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の 方法によって被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の 内容を確実に認識できるような措置を講ずること。
 - (ア) 被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを保 険会社から行う。
 - (イ) 被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになって いるかを保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果 は、検証可能な具体的な記録として残す。
- (2) (略)
- (3) 保険金額の定め方
 - ① 事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・趣 旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措 置が適切に運用されているか。

なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。

また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつ つ適切に運営されているか。

② 全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は 遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保 険金額を上限(ただし、2,000 万円上限)とするなど、この保険の目的・趣 旨(上記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。 現行

- (4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保
 - ① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、<u>弔慰金又は死亡退職金</u>の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア.被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。
 - ② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあっては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、<u>遺族に了知のうえ</u>支払うこととしているか。
 - ③ 全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、<u>弔慰金・死亡退職金等</u>の受給者の了知を<u>得る</u>こととしているか。

Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集

- (1) (略)
- (2) 法第300条第1項第1号関係
 - ① (略)
 - ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」

改正後

- (4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保
 - ① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、<u>用慰金等</u>の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け(なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか。)、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。
 - ② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあっては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、<u>遺族の了知を確認のうえ</u>支払うこととしているか。なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか。
 - ③ 全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、<u>弔慰金等</u>の受給者の了知を<u>確認のうえ支払う</u>こととしているか。<u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の</u>額等の契約の内容が記載されているか。

Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集

- (1) (略)
- (2) 法第300条第1項第1号関係
 - ① (略)
 - ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起

現行	改正後
の主な項目は以下のとおりとする。	情報」の主な項目は以下のとおりとする。
(注1)~(注3) (略)	(注1)~(注3) (略)
ア(略)	ア(略)
イ. 「注意喚起情報」の項目	イ. 「注意喚起情報」の項目
(ア)・(イ) (略)	(ア)・(イ) (略)
(ウ) 告知義務等の内容	(ウ) 告知義務等の内容
	(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継
	続できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨
	の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であ
	<u>るか、記載すること。</u>
(エ)~(ケ) (略)	(エ)~(ケ) (略)
③ (略)	③ (略)
(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係	(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係
① (略)	① (略)
② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の	② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の
うえ、書面を作成し、交付しているか。	うえ、書面を作成し、交付しているか。
なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。	なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。
(注1)~(注3) (略)	(注1)~(注3)(略)
ア(略)	ア(略)
イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項	イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項
第7号(規則第234条の24)等関係)	第 7 号(規則第 234 条の 24)等関係)
(ア)~(オ) (略)	(ア)~(オ) (略)
(カ) 告知義務等の内容	(カ) 告知義務等の内容
	(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続
	できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の
	<u>約款の定めがあるときは、それがどのような場合である</u>
	<u>か、記載すること。</u>
(キ)~(セ) (略)	(キ)~(セ) (略)
③•④ (略)	③•④ (略)
(4)~(12)(略)	(4)~(12)(略)
(13) 自動車保険関係	(13) 自動車保険関係

自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか。

① 対人賠償責任保険及び自社の継続契約にあって、真に危険が特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結(継続契約を含む。)に応じるような対応及び運営が行われているか。

② (略)

(新設)

(新設)

(14) その他

①~③ (略)

(新設)

Ⅱ-3-3-7 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。)の

改正後

自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか。

① 対人賠償責任保険及び自社の継続契約にあって、真に危険が特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結(継続契約を含む。)に応じるような対応及び運営が行われているか。

また、対物賠償責任保険についても、個々のリスク実態も踏まえつ つ、できる限り保険契約の締結(継続契約を含む。)に応じるような対応 及び運営が行われているか。

② (略)

(14) 告知事項·告知書

- ① 平成 20 年 6 月に公布された保険法において、告知義務が自発的申告 義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求 める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解 し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴な ど告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を 保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。
- ② 告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。

(15) 保険法対応

平成 20 年 6 月に公布された保険法については、保険契約に係る制度 が改正及び新設されており、損害保険募集人が当該制度に適切に対応で きる態勢を整備しているか。

(16) その他

①~③ (略)

④ 保険契約締結の申し込みがあったにも関わらず、締結しないこととする 場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られ るよう努めているか。

Ⅱ-3-3-7 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。)の

現行

規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項 ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に 関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険 会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 日的•趣旨

企業(個人事業主を含む。) が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約の場合は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った契約が適正に行われているか。

(2) 災害補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

改正後

規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項 ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に 関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険 会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約<u>については、以下のア.又はイ.</u>の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

- ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約、その他これに準ずる規則に基づく災害補償、遺族補償及び業務外の傷病 扶助に関する規定又はこれに準ずる規定(以下、「災害補償規定等」という。)に定められた弔慰金等の支払い財源確保
- イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、 事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保
- (注)被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方 法によって被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を 確実に認識できるような措置を講じているか。
- (ア) 被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを保険 会社から行う。
- (イ) 被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっている かを保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可 能な具体的な記録として残す。

さらに、上記イ. を目的・趣旨とした保険契約については、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、保険会社は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。

(2) 災害補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

他人の生命の保険契約であって災害補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適

かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、 ア. 被保険者又は<u>労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。</u>)が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付けなど、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

(新設)

Ⅱ -3-5 顧客保護等

Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ -3-5-1-2 法第 100条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)~(13)(略)

- (14) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、法第3条第4項第1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に 規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約につい て、
 - ① (略)
 - ② 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金

切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は受給者の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け(なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか。)、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付けなど、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

(3) 保険金額の定め方

保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の 引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されている か。

なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、従業員の年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。

また、従業員にかかる保険金額の設定については、Ⅱ -3-3-4 (3)②に も留意しつつ適切に運営されているか。

Ⅱ -3-5 顧客保護等

Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ -3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (1)~(13)(略)

- (14) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、法第3条第4項第1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に 規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約につい て、
 - ① (略)
 - ② 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金

額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと) を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基 づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

(注)社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

ア. (略)

- イ. 死亡保険(規則第53条の7第2項に規定する死亡保険をいう。) の引受けについて
 - (ア) 保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」等(以下、「契約内容登録制度等」と総称する。)への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。

(イ) (略)

③~⑤ (略)

(15) (略)

(16) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意 喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整 備されているか。

(「II-3-3-2 (2) ②」、「II-3-3-2(3)②」、「II-3-3-6 (2) ②」、「II-3-3-6(3)②」も参照のこと。)

(注1)・(注2) (略)

① 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会(社団法人生命

改正後

額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと) を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基 づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

- (注) 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。
- ア. (略)
- イ. 死亡保険(規則第53条の7第2項に規定する死亡保険をいう。) の引受けについて
 - (ア) 保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、社団法人生命保険協会(明治41年12月7日に社団法人生命保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「生命保険協会」という。)の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は社団法人日本損害保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「日本損害保険協会」という。)の「契約内容登録制度」等(以下、「契約内容登録制度等」と総称する。)への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。

(イ) (略)

③~⑤ (略)

(15) (略)

(16) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。

(「 Π -3-3-2 (2) ②」、「 Π -3-3-2(3)②」、「 Π -3-3-6 (2) ②」、「 Π -3-3-6(3)②」も参照のこと。)
(注1)・(注2) (略)

① 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会(生命保険協会、日本損害保険

保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会)の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。

② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。($\Pi - 3 - 8$ 適切な表示の確保」も参照のこと。)

ア~オ (略)

③~⑥ (略)

(17)~(22) (略)

Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢

(1) 意義

近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、保険契約者ニーズに対応して多様化が求められている。このような中にあって、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや損害保険会社における付随的な保険金の支払漏れといった問題が発生し、保険契約者、利用者の保険事業全般に対する信頼が大きく損なわれた事例も認められている。

適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険 事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自 己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、以下のような自 主ガイドラインも踏まえつつ、適切な支払管理態勢の構築が求められてい る。

保険金等支払管理態勢に係る主な着眼点等の見直しにあたり、保険金・ 給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払漏れといった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえつつ、保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、特に重点とした事項は以下のとおりである。

- ① 「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」 (平成 18 年 1 月 27 日:社団法人生命保険協会)
- ② 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」

改正後

協会、一般社団法人外国損害保険協会(以下、「外国損害保険協会」という。) の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。

② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「<u>II -3-9 適切な表示の確保</u>」も参照のこと。) ア~オ (略)

③~⑥ (略)

(17)~(22) (略)

Ⅱ -3-5-2 保険金等支払管理態勢

(1) 意義

近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、保険契約者ニーズに対応して多様化が求められている。このような中にあって、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや損害保険会社における付随的な保険金の支払漏れといった問題が発生し、保険契約者、利用者の保険事業全般に対する信頼が大きく損なわれた事例も認められている。

適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険 事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自 己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、以下のような自 主ガイドラインも踏まえつつ、適切な支払管理態勢の構築が求められてい る。

保険金等支払管理態勢に係る主な着眼点等の見直しにあたり、保険金・ 給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払漏れといった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえつつ、保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、特に重点とした事項は以下のとおりである。

- ① 「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」 (平成18年1月27日:生命保険協会)
- ② 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」

(平成 17 年 6 月 30 日:社団法人生命保険協会)

③ 「告知義務違反に詐欺無効を適用するにあたっての留意点」 (平成 17 年 6 月 30 日:社団法人生命保険協会)

(2) 主な着眼点

- ① (略)
- ② 保険金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割 ア・イ (略)
- ウ. 保険金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続き・書式について、例えば、商品内容、内部監査の結果、不祥事件、苦情・問い合わせ、判例動向、医学事情の変化等を通じて把握した課題を踏まえ、見直し・改善するよう、適切な方策を講じているか。

エ~力(略)

- ③ (略)
- ④ 関連部門との連携

ア~エ (略)

オ. 保険金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア)・(イ) (略)

上記のほか、保険商品の開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「<u>II-3-10 シ</u>ステムリスク管理態勢」も参照のこと。

力(略)

- ⑤ 支払管理部門における態勢整備
 - ア. 支払管理部門の職員は、保険金等の支払いが保険会社の基幹業務<u>のひとつ</u>であることを理解、認識し、適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。

また、支払業務のみならず、例えば、保険商品の販売・勧誘、事故 連絡受付及び請求手続き並びに事後の苦情・相談への対応などを含 むすべての顧客及び消費者対応を踏まえた取組みが必要であること に留意しているか。

改正後

(平成17年6月30日:生命保険協会)

③「告知義務違反に詐欺無効を適用するにあたっての留意点」

(平成 17 年 6 月 30 日:生命保険協会)

- (2) 主な着眼点
- ① (略)
- ② 保険金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割 ア・イ (略)
 - ウ. 保険金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票 類、支払査定基準等の支払事務に係る手続き・書式について、例え ば、商品内容、内部監査の結果、不祥事件、苦情・問い合わせ、判例 動向、医学事情の変化等を通じて把握した課題を踏まえ、見直し・改 善するよう、適切な方策を講じているか。

エ~力 (略)

- ③ (略)
- ④ 関連部門との連携

ア~エ (略)

オ. 保険金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア)・(イ) (略)

上記のほか、保険商品の開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「<u>II-3-11 シ</u>ステムリスク管理態勢」も参照のこと。

力(略)

- ⑤ 支払管理部門における態勢整備
 - ア. 支払管理部門の職員は、保険金等の支払いが保険会社の基幹業務であることを理解、認識し、適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。

また、支払業務のみならず、例えば、保険商品の販売・勧誘、事故 連絡受付及び請求手続き並びに事後の苦情・相談への対応などを含 むすべての顧客及び消費者対応を踏まえた取組みが必要であること に留意しているか。

イ・ウ (略)

エ. 保険金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査、事実の確認や顧客対応等が行われるような態勢が整備されているか。

オ~キ(略)

ク. 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア)・(イ) (略)

(新設)

(新設)

(ウ)~(ク)(略)

- (ケ) 支払管理部門は、保険金等の支払漏れが無く迅速な保険金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、顧客から請求を受けて支払いに至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。
- (コ) 支払管理部門は、保険金等を請求した顧客に対して、支払いまでに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。
- ケ. 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備され て

改正後

イ・ウ (略)

エ. 保険金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な保険金等請求手続の説明、保険金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や顧客対応等が行われるような態勢が整備されているか。

特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、 プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。

オ~キ(略)

ク. 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア)・(イ) (略)

- (ウ) 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・ 規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となってい るか。
- (エ) 示談交渉サービスを行う場合には、保険契約者保護のみならず 被害者保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、 相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を 行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。

(オ)~(コ) (略)

- (サ) 支払管理部門は、保険金等の支払漏れが無く迅速な保険金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際して確認を要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、顧客から請求を受けて支払い(支払わないこととなる場合にはその旨の通知)に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。
- (シ) 支払管理部門は、保険金等を請求した顧客に対して、支払い (支払わないこととなる場合にはその旨の通知)までに時間を要 する場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かり やすく説明するなどの方策を講じているか。
- ケ. 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されてい

現行	改正後
いるか。	るか。
(ア) 支払いに関する照会や不払時の苦情申し出に対して、迅速かつ	(ア) 支払いに関する照会や不払時の苦情申し出に対して、迅速かつ
正確な対応を行う観点から、受付窓口での専門スタッフによる適	正確な対応を行う観点から、受付窓口での専門スタッフによる適
切な対応が行われるための方策を講じているか。	切な対応が行われるための方策を講じているか。
	また、保険金を被保険者や損害賠償請求権者等ではなく、物損
	に対して修理を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療
	機関等に直接支払う場合、これらの者からの照会や苦情に対し
	ても、適切な対応が行われる態勢となっているか。
(イ) (略)	(イ)(略)
(新設)	<u>(ウ)</u> 例えば支払査定基準に基づき保険金等の算定を行っている場
	合に支払査定基準の内容に則して説明する等、顧客の問い合わ
	世に応じて保険金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明し
	ているか。また、算定根拠が明確なものとなっているか。
<u>(ウ)</u> (略)	<u>(工)</u> (略)
(新設)	(オ) 保険金を被保険者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や
	医療機関等に直接支払うこととしたが、保険会社の支払査定額と
	当該修理業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合に
	おいて、被保険者や損害賠償請求権者等の保護のために必要が
	ある場合には、被保険者や損害賠償請求権者等にその事実を説
	<u>明しているか。</u>
<u>(エ)・(オ)</u> (略)	<u>(カ)・(キ)</u> (略)
コ〜シ(略)	コ〜シ(略)
(新設)	ス. 約款に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由
	を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に保険契約者に
	通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整
	<u>備されているか。</u>
⑥•⑦(略)	⑥•⑦(略)
(3) (略)	(3) (略)
Ⅱ -3-8 反社会的勢力による被害の防止	Ⅱ -3-8 反社会的勢力による被害の防止
Ⅱ-3-8-3 監督手法・対応	Ⅱ -3-8-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための 態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告 を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題 があると認められる場合等には、法第 132 条に基づく業務改善命令の発出を検討 するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適 切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図 られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に 専念させる必要があると認められるときは、法第 132 条に基づく業務改善に要す る一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

(注) なお、反社会的勢力への対応に関しては、Ⅱ −1−2(1)④(代表取締役)、 Ⅱ −1−2(2)③(取締役及び取締役会)、<u>Ⅱ −3−3−2(10)①</u>(生命保険契約の締結及び保険募集)、<u>Ⅱ −3−3−6(14)②イ</u>(損害保険契約の締結及び保険募集)、Ⅱ −3−5−2(2)⑤オ(保険金等支払管理態勢)の事項にも留意する必要がある。

Ⅱ-3-12 危機管理態勢

Ⅱ -3-12-1 意義

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理態勢を構築しておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰りや社会に 対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定 検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 132 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 132 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

(注) なお、反社会的勢力への対応に関しては、Ⅱ −1−2(1)④(代表取締役)、 Ⅱ −1−2(2)③(取締役及び取締役会)、<u>Ⅱ −3−3−2(12)①</u>(生命保険契約の締結及び保険募集)、<u>Ⅱ −3−3−6(16)②イ</u>(損害保険契約の締結及び保険募集)、<u>Ⅱ −3−5−2(2)⑤</u>オ(保険金等支払管理態勢)の事項にも留意する必要がある。

Ⅱ -3-12 業務継続体制(BCM)

Ⅱ-3-12-1 意義

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制(Business Continuity Management; BCM)を構築し、危機管理(Crisis Management; CM)マニュアル、及び業務継続計画(Business Continuity Plan; BCP)の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰りや社会に 対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定

改正後

めることとする。

(注)(略)

Ⅱ-3-12-2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証することとし、特に以下の点に留意する。

- (2) 主な着眼点
 - ① (略)
 - ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定にあたっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

ア. (略)

(新設)

イ~キ (略)

- ③ (略)
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び 関係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。危機発 生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対 策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望まし い。

(新設)

めることとする。

(注)(略)

Ⅱ-3-12-2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

- (2) 主な着眼点
 - (1) (略)
 - ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定にあたっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

ア. (略)

<u>イ</u>. <u>テロ・戦争(国外において遭遇する場合も含む。)</u> ウ~ク(略)

- ③ (略)
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び 関係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。<u>また、海</u> <u>外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への連絡体</u> <u>制が整備されているか。</u>危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に 応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別 に想定していることが望ましい。
- ⑤ 業務継続計画(BCP)においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所

現行	改正後
	属する業界団体(生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会)
	及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務
	の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となって
	<u>いるか。</u>
	<u>例えば、</u>
	ア. 災害等に備えたコンピューターシステム、顧客データ等の安全対策
	(紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバック
	<u>アップ等)は講じられているか。</u>
	<u>イ.</u> これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
	ウ. 保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保
	護の観点から重要な業務を、暫定的な手段(バックアップデータに基
	づく手作業等)で対応する準備が整っているか。
	工. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うにあたっては、取締役
	会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外
	<u>部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u>
	(参考)「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀
	行、2003年7月)
	「業務継続のための基本原則」(ジョイント・フォーラム、2006 年
(F) (A) (TM/5)	<u>8月)</u>
<u>⑤</u> • <u>⑥</u> (略)	<u>⑥</u> • <u>⑦</u> (略)
Ⅱ −4 その他	Ⅱ −4 その他
I −4−1 保険会社の事務の外部委託	II -4-1 保険会社の事務の外部委託
I -4-1-2 主な着眼点	Ⅱ -4-1-2 主な着眼点
(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先	
に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。	に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。
①•②(略)	①•②(略)
(新設)	③ 損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用
	者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備さ
	れているか。

特に、損害調査に際して、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プラ

Ⅲ −1 −1 オフサイト・モニタリングの主な留意点 (新設)

(1)•(2) (略)

Ⅲ-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供

Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応

保険会社に関する<u>苦情等</u>を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき保険会社の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。

なお、必要に応じ、保険会社及び保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。

(新設)

Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) <u>毎事務年度の監督にあたっての重点事項の策定・公表</u> <u>監督にあたっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事</u> <u>務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフ</u> サイト・モニタリングを実施することとする。

(2)•(3) (略)

Ⅲ-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供

Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応

保険会社に関する<u>相談・苦情等</u>を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき保険会社の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。

なお、必要に応じ、保険会社及び保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。<u>また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が保険会社側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該保険会社への情報提供を</u>行うこととする。

Ⅲ-1-7-3 金融サービス利用者相談室との連携

- (1) 監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。
 - ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
 - ② 相談室との情報交換

改正後

Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理

Ⅲ-2-1 生命保険募集人の登録事務

生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行なうこととする。

- (1) 登録申請書の受理及び確認
 - ①•② (略)
 - ③ 申請書類等の受理

ア. (略)

イ. なお、代申支社が当該代申支社を所管する<u>社団法人生命保険協会</u>の 支部又は事務室(以下、「協会事務室」という。)を経由して申請書類等 の提出があった場合も管轄財務局等が受理することができるものとす る。

ウ. (略)

④•⑤ (略)

⑥ 代理申請書等

代申支社から登録申請が提出されたときは、次の書類が登録申請書及 び添付書類に添付しているか確認する。

ア. (略)

イ. 別紙様式 73 により作成した生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書別紙、又は<u>社団法人生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域については、その機械から出力された様式(以下、「代理申請・届出書別紙」という。)。

ウ. (略)

- (2) 生命保険募集人登録簿(以下、Ⅲ-2-1 において「登録簿」という。)の取扱い
 - ① 法第278条第1項の規定による登録簿は、登録申請書の下片を切り離したものにより作成する。この場合、法人募集代理店については、代申支社

出人が保険会社側への情報提供について承諾している場合には、原則と して、監督部局において当該保険会社への情報提供を行うこととする。

(2) また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申

Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理

Ⅲ-2-1 生命保険募集人の登録事務

生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。

- (1) 登録申請書の受理及び確認
 - ①•② (略)
 - ③ 申請書類等の受理

ア. (略)

イ. なお、代申支社が当該代申支社を所管する<u>生命保険協会</u>の支部又は 事務室(以下、「協会事務室」という。)を経由して申請書類等の提出があった場合も管轄財務局等が受理することができるものとする。

ウ. (略)

④•⑤ (略)

⑥ 代理申請書等

代申支社から登録申請が提出されたときは、次の書類が登録申請書及 び添付書類に<u>添付されているか</u>確認する。

ア. (略)

イ. 別紙様式 73 により作成した生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書別紙、又は<u>生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域については、その機械から出力された様式(以下、「代理申請・届出書別紙」という。)。

ウ. (略)

- (2) 生命保険募集人登録簿(以下、Ⅲ-2-1 において「登録簿」という。)の取扱い
 - ① 法第278条第1項の規定による登録簿は、登録申請書の下片を切り離したものにより作成する。この場合、法人募集代理店については、代申支社

が作成した「事務所別募集人一覧表」を登録簿に添付のうえ、一括管理するものとする。

ただし、<u>社団法人生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域の管轄財務局等については、その機械から出力されたリストの内容を確認した上で、同リストを登録簿として差し支えない。

② (略)

(3)~(8) (略)

Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務

損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。

- (1) 登録申請書等の受理及び確認
 - ①•② (略)
 - ③ 申請書類又は届出書の受理
 - ア. 代理申請会社から、申請書類又は届出書の提出があった場合は、当該 代理店の事務所所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局(沖縄総合事 務局を含む。以下、「管轄財務局」という。)が受理することとする。
 - (注)代理申請会社から、代理店の事務所所在地を管轄する(社)日本損害保険協会の各支部(九州支部熊本事務所を含む。以下、「支部」という。)を経由して申請書類又は届出書の提出があった場合も、管轄財務局が受理することができるものとする。

イ・ウ (略)

④~⑥ (略)

(2)~(10) (略)

Ⅲ-2-6 契約条件の変更

Ⅲ-2-6-1 契約条件の変更の申出

(1) 契約条件の変更の申出の承認 法第 240 条の 2 第 3 項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

① (略)

改正後

が作成した「事務所別募集人一覧表」を登録簿に添付のうえ、一括管理するものとする。

ただし、<u>生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域の管轄財務局等については、その機械から出力されたリストの内容を確認した上で、同リストを登録簿として差し支えない。

② (略)

(3)~(8) (略)

Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務

損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。

- (1) 登録申請書等の受理及び確認
 - ①•② (略)
 - ③ 申請書類又は届出書の受理
 - ア. 代理申請会社から、申請書類又は届出書の提出があった場合は、当該 代理店の事務所所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局(沖縄総合事 務局を含む。以下、「管轄財務局」という。)が受理することとする。
 - (注)代理申請会社から、代理店の事務所所在地を管轄する<u>日本損害保</u> <u>険協会</u>の各支部(以下、「支部」という。)を経由して申請書類又は届出 書の提出があった場合も、管轄財務局が受理することができるものと する。

イ・ウ (略)

④~⑥ (略)

(2)~(10) (略)

Ⅲ-2-6 契約条件の変更

Ⅲ-2-6-1 契約条件の変更の申出

(1) 契約条件の変更の申出の承認

法第 240 条の 2 第 3 項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

① (略)

現行

② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができない等、保険業の継続が困難となりうることが合理的に予測できること。 (注 1)

なお、このうち、上記②の予測にあたっては、

ア. (略)

- イ. 合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこと とする。
- (注 1) 分析期間については、現在、<u>社団法人日本アクチュアリー会</u>の 実務基準により、生命保険会社において 10 年間に係る将来収支 の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、 契約条件の変更の手続が自主的・自治的な手続であることにか んがみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではな い。
- (注2) これらの分析にあたっての前提の置き方が客観的かつ妥当かど うかの判断にあたっては、<u>社団法人日本アクチュアリー会</u>の実務 基準に定められている方法が一つの参考になる。

(2) (略)

Ⅲ-2-15 付随業務の取扱い

Ⅲ-2-15-1「その他の付随業務」の取扱い

保険会社が法第 98 条第 1 項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1) 保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

(注1)~(注3)(略)

改正後

② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができない等、保険業の継続が困難となりうることが合理的に予測できること。 (注 1)

なお、このうち、上記②の予測にあたっては、

ア. (略)

- イ. 合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこと とする。
- (注 1) 分析期間については、現在、<u>日本アクチュアリー会</u>の実務基準により、生命保険会社において 10 年間に係る将来収支の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、契約条件の変更の手続が自主的・自治的な手続であることにかんがみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではない。
- (注2) これらの分析にあたっての前提の置き方が客観的かつ妥当かど うかの判断にあたっては、<u>日本アクチュアリー会</u>の実務基準に定 められている方法が一つの参考になる。

(2) (略)

Ⅲ-2-15 付随業務の取扱い

Ⅲ-2-15-1「その他の付随業務」の取扱い

保険会社が法第 98 条第 1 項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1) 保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

(注1)~(注3)(略)

現行

(新設)

なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点 について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

①~③ (略)

(2) (略)

Ⅲ-2-17 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-17-2 記載項目についての留意事項

(1) 一般的な留意事項

①•② (略)

③ 規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。

(2) (略)

Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点

監督部局が行う主要な<u>行政処分</u>(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。) としては、①法第132条に基づく業務改善命令、②法第132条に基づく業務停止命令、③法第133条に基づく業務停止命令、④法第133条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1)~(6) (略)

改正後

(注 4) 保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務についても、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として「その他の付随業務」に含まれる。

なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

①~③ (略)

(2) (略)

Ⅲ-2-17 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-17-2 記載項目についての留意事項

(1) 一般的な留意事項

①•② (略)

③ 規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。特に、保険会社の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち、例えばソルベンシー・マージン比率など、特に重要なものについては、四半期ごとの開示に努めるべきであることに留意する。また、利用者や投資家が適切な判断を行えるよう、市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的に開示することが望ましい。

(2) (略)

Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点

監督部局が行う主要な<u>不利益処分</u>(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①法第132条に基づく業務改善命令、②法第132条に基づく業務停止命令、③法第133条に基づく業務停止命令、④法第133条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1)~(6) (略)

現行	改正後
(新設)	Ⅲ-4-2 法第 132 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除
	法第132条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく保険
	会社の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、
	原則として、当該保険会社の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求める
	こととなっているが、以下の点に留意するものとする。
	(1) 法第 132 条に基づき業務改善命令を発出している保険会社に対して、当該保
	<u>険会社の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求</u>
	めている場合には、期限の到来により、当該保険会社の報告義務は解除され
	<u> გ.</u>
	(2) 法第 132 条に基づき業務改善命令を発出している保険会社に対して、当該保
	<u>険会社の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継</u>
	続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題
	に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められると
	きは、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報
	告や検査結果等により把握した改善への取り組み状況に基づき、解除の是非
	<u>を判断するものとする。</u>
IV. 保険商品審査上の留意点等	Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等
	<u>(1)</u> 基本的事項
	保険商品の審査基準については、法第5条第1項第3号及び第4号並
	びに規則第 11 条及び第 12 条(以下、Ⅳにおいて「審査基準」という。)に定
	められており、実際の審査にあたっては、効率化、明確化及び透明性の観
	点から、保険商品審査上の留意点を公表し、順次改訂のうえ現在に至って
	<u>เงล.</u>
保険会社及び保険会社になろうとする者(以下、IVにおいて「保険会社」という。)	保険会社及び保険会社になろうとする者(以下、IVにおいて「保険会社」
から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存	という。)から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の
商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査にあたっては、各保険会	創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請·届出 <u>(以下、IVにおいて「商</u>
社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を	<u>品認可申請」という。)</u> が行われた場合の審査にあたっては、各保険会社の

創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開

発を可能とする観点も踏まえ、<u>審査基準</u>に基づき審査を行うこととし、特に

以下の点に留意することとする。

可能とする観点も踏まえ、法第5条第1項第3号及び第4号並びに規則第11条及び第

12条に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。

現行	改正後
	なお、本件保険商品審査上の留意点等については、商品認可申請に係
	る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及
	び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。
(新設)	<u>(2)</u> 保険法対応
	平成20年6月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制
	について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する
	保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところ
	<u>である。</u>
	当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約
	<u>款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行</u>
	前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各保
	<u>険会社においては、「Ⅱ -2-7 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ -2</u>
	<u>−7-2(5)⑪に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の体験である。</u>
	の約款等の規定内容等を検証したうえで商品認可申請を保険法施行まで
	の間に行い、必要な手続きを完了しておく必要がある。
	また、当局においても、各保険会社から商品認可申請が行われた場合に は、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保
	は、休険法の規定に沿った制制等の改定が1177によいるかとうが、及び休 険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的
	<u> </u>
	を迅速かつ適切に行う必要がある。
	<u> と地域の フルタルで行う知文の 07 00 0</u>
Ⅳ-1 共通事項	Ⅳ 一1 共通事項
(新設)	IV-1-17 保険法対応
	款内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するよう。
	な約款内容となっていないかどうかに留意して審査を行うこととする。
	なお、その際、無効、解除、免責、失効等、保険金を支払わないこととなる事由
	<u>については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に</u>
	係る約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合(例えば、危険増
	加後に発生した保険給付事由の全てを免責とする場合など)もあり得ることに留
	<u>意する。</u>

現行	改正後
	(2) 以下の①及び②については、保険法施行前の適用であっても、保険契約者等
	の保護の観点から適切かつ速やかな対応が求められることから、各保険会社か
	ら商品認可申請が他の規定に先行して行われた場合には、以下の点に留意して
	審査するものとする。
	また、以下の①及び②以外の保険法施行以降の保険契約に適用される規定
	等については、「Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢」を踏まえ保険法施行
	までの間に商品認可申請を行う必要があるが、その際、以下の③については解
	除権が濫用されることのないよう特に留意する。
	なお、上記事項については、①及び②とそれ以外を合わせて商品認可申請を
	行い、保険法施行と同時に約款等の適用を行うことを妨げるものではないことに
	<u>留意する。</u>
	① 告知義務違反による解除
	ア. 告知制度が保険契約者等からの自発的申告義務から保険会社が告知を
	求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた約款規定とな
	っているか。
	イ. 保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、保険会社
	は保険契約を解除できないことを約款に明確に規定しているか。
	ただし、当該規定については、保険媒介者による告知妨害又は不告知教
	<u>唆がなかったとしても保険契約者又は被保険者が告知事項について事実の</u>
	告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに
	<u>留意する。</u>
	② 保険給付の履行期
	ア. 保険給付の履行期については、損害調査手続等の保険給付手続等に必要した。その期間内にませるようまませんを
	要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履
	行期を約款に定めているか。 なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期(例えば、生命保
	<u>なる、ての際、現行利款に規定している基本的な履行期(例えば、生命味</u> 険契約5日、損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約30日)を不当に遅滞
	<u> </u>
	4. また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに
	(保険給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認
	事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な
	世頃が明確に上めり104いしいるCCもに、ての別限か各観的にかし言理的な

現 行 改正後

日数をもって定められているか。

なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、保険金を 請求した者に対し、保険給付のために行う確認事項及び必要となる日数を 通知することとしているか。

- ウ. 保険給付事由が発生し、保険契約者等から通知を受けた場合には、「II -3-5-2 保険金等支払管理態勢」の(2) ⑤を踏まえ、保険契約者等に対 し、保険金等請求手続の明確な説明及び保険金等請求書類の迅速な交付 が行われるような態勢が整備されているか。
- ③ 重大事由による解除

重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのない よう、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生(保険法第30条第1 号、第57条第1号及び第86条第1号)及び保険金受取人等の保険給付 請求の詐欺(同法第30条第2号、第57条第2号及び第86条第2号)以 外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由 であることが明確にされているか。

Ⅵ. 日本アクチュアリー会関係

Ⅵ-1 監督にあたっての基本的考え方

(1) 意義

日本アクチュアリー会は、アクチュアリーの専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる民法第34条の規定による公益法人であるとともに、法第122条の2第1項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高度な専門知識・技能は様々な分野で活用されており、今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。

(2)•(3) (略)

Ⅵ. 日本アクチュアリー会関係

Ⅵ-1 監督にあたっての基本的考え方

(1) 意義

日本アクチュアリー会は、アクチュアリーの専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる一般社団法人であるとともに、法第 122 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高度な専門知識・技能は様々な分野で活用されており、今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。

(2)•(3) (略)

現行	改正後
VI−2 会の適切な運営	Ⅵ−2 会の適切な運営
(1) 監督にあたっては、民法、公益法人に対する監督に関する事務処理規程及	(1) 監督にあたっては、法令及び特例民法法人に対する監督に関する事務処
び公益法人の設立認可及び指導監督にあたっての留意事項について(事務	理規程に規定するもののほか、特例民法法人の指導監督にあたっての留意
ガイドライン)において掲げられた閣議決定及び公益法人等の指導監督等に	事項について(事務ガイドライン)において掲げられた閣議決定及び公益法人
関する関係閣僚会議幹事会申し合わせに規定するもののほか、本指針に定	等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せに規定するもののほ
めるところによることとする。	か、本指針に定めるところによることとする。
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)

現行

別紙様式 48

文書番号 年 月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名) 代表者名(又は日本における代表者名) 印

危険準備金の不積立て等の届出書

金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て(又は危険準備金の取崩し)をすることについて、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第9号(又は保険業法第209条第9号<u>及び</u>保険業法施行規則第166条第1項第2号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

(単位:百万円)

区分	危険準備金 I	危険準備金Ⅱ	危険準備金Ⅲ	合 計
年度始積立額				
当年度積立額				
当年度取崩額				
年度末積立額				

(単位:百万円)

区分	危険準備金	危険準備金	EII 危険i	準備金Ⅲ
積立基準額	普通死亡リスク 災害死亡リスク 生存保障リスク 災害入院リスク 疾病入院リスク その他のリスク	ソルペンシー・マージン基 準の予定利率リスク相 当額の増加額 利差益の5%	最低保証に係 る収支残の金 額	
積立限度額	普通死亡リスク 災害死亡リスク 災害死亡リスク 生存保障リスク 災害入院リスク 疾病入院リスク その他のリスク	ソルペンシー・マージン基 準の予定利率リスケ相 当額の増加額 責任準備金の3%	責任準備金の6%	
取崩基準	死差損の額	利差損の額	最低保証に係 る収支残の負 の金額	

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注

- 1 危険準備金 I は、規則第69条第6項第1号及び第150条第6項第1号に掲げる危険準備金をいう。
- 2 危険準備金Ⅱは、規則第69条第6項第2号及び第150条第6項第2号に掲げる危険準備金をいう。
- 3 危険準備金Ⅲは、規則第69条第6項第3号及び第150条第6項第3号に掲げる危険準備金をいう。

改正後

別紙様式 48

文書番号 年月 日

金融庁長官 殿

保険会社名(又は外国保険会社等名) 代表者名(又は日本における代表者名) F

危険準備金の不積立て等の届出書

金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て(又は危険準備金の取崩し)をすることについて、保険業法第127条第1項第8号<u>並び</u>に保険業法施行規則第85条第1項第9号<u>及び第10号の2</u>(又は保険業法第209条第9号<u>並び</u>に保険業法施行規則第166条第1項第2号及び第3号の2)の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

添付書類

- 1 別紙様式48の2
- 2 理由書
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 危険準備金 I は、規則第69条第6項第1号及び第150条第6項第1号に掲げる危険準備金をいう。
- 2 危険準備金Ⅱは、規則第69条第6項第2号<u>、</u>第70条第5項第2号、第150条第6項第2号<u>及び第151条第5項第2号</u>に 掲げる危険準備金をいう。
- 3 危険準備金Ⅲは、規則第69条第6項第3号及び第150条第6項第3号に掲げる危険準備金をいう。
- $\frac{4}{6$ 危険準備金Vは、規則第 69 条第 6 項第 1 号 σ 2、第 70 条第 5 項第 1 号、第 150 条第 6 項第 1 号 σ 2 及び第 151 条第 5 項第 1 号に掲げる危険準備金をいう。
- 5 合計欄が負値となる場合は零とする。

現 行		改正	後		
(新設)	別紙様式48の2 (生命保険会社等)				
	区 分 危険準備金 I	危険準備金Ⅱ	危険準備金Ⅲ	危険準備金IV	(単位:百万円) 合 計
	年度始積立額	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	厄灰华丽亚 II	/LIK平開並IV	П П
		+			
	当年度積立額 当年度取崩額				
	年度末積立額				
	区分 危険準備金1	T	I	危険準備金Ⅱ	(単位:百万円)
		1	合 計	厄陕华闸笠11	
	普通死亡リスク		ソルヘンシー・マージン	ン基準の予定利	
	生存保障リスク エス・		率リスク相当額の増	割加額	
	A 71		利差益の5% 合計		
	積 合計 立度度度額 生存保障リスク その他のリスク		一百 百 1 ソルヘンシー・マーシン	/ 基準の予定利	
	原 生存保障リスク		率リスク相当額	AB-17-17-11	
	額その他のリスク		責任準備金の3%	6	
	取 崩 死差損の額 基 準		利差損の額		
	区分 危険準備金皿	п		危険準備金IV	(単位: 百万円)
		п	利差損の額 合 計	<u>危</u> 険準備金Ⅳ	(単位: 百万円)
	区分 危険準備金田 合計	П	合計		(単位:百万円)
	区分 危険準備金田 合計	П	<u>合計</u> ストレステストの対 <u>災害死亡リスク</u>		(単位:百万円)
	区分	П	合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害入院リスク		(単位:百万円)
	区分 危険準備金田 合計	п	合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害入院リスク 疾病人院リスク		(単位: 百万円)
	区分 危険準備金田 合計	II	合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害入院リスク		(単位: 百万円)
	区分	ш	合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害死亡リスク 疾病入院リスク 夫病入院リスク その他のリスク	象とするリスク	(単位:百万円)
	区分	ш	合計	象とするリスク	(単位: 百万円)
	区分	ш	合計	象とするリスク	(単位: 百万円)
	区分	ш	合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害人院リスク 疾病人院リスク その他のリスク 合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害死亡リスク 災害死亡リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク	象とするリスク	(単位:百万円)
	区分	п	合計	象とするリスク	(単位:百万円)
	区分	п	合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害人院リスク 疾病人院リスク その他のリスク 合計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害死亡リスク 災害死亡リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク	象とするリスク	(単位:百万円)
(新設)	区分	II	合 計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害人院リスク を病人院リスク 合 計 ストレステストの対 災害死亡リスク 会 計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク を病し院リスク その他のリスク	象とするリスク	(単位: 百万円)
(版)	区分	II	合 計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害人院リスク を病人院リスク 合 計 ストレステストの対 災害死亡リスク 会 計 ストレステストの対 災害死亡リスク 災害人院リスク 疾病人院リスク 疾病人院リスク を病し院リスク その他のリスク	象とするリスク	(単位:百万円)

			現 行			改正後									
							年度	始積立額							
							当年	度積立額							
					当年	度取崩額									
					年度	末積立額									
								区	分	危険準備	金Ⅱ		(単位:百万 危険準備金IV	<u>i円)</u>	
					£	<u>合計</u>		<u>合</u>	<u> </u>						
									度			レステストの対象	<u></u> とするリスク		
								Hed.	利差益の5%						
									<u>合計</u>		<u>合</u>	<u>計</u>			
							和立阵度名	ガス ソルヘンシー・マー 定利率リスク相当			レステストの対象	<u>きとするリスク</u>			
									責任準備金の	<u>8%</u>					
								取崩基準	対 前 利差損の額 は		死衰	岩損の額			
(別紙	2)				(様式Ⅲ-	-2-1)	(別紙2						(様式		
		i	申請番号・登録番号の記載。 (略)		(万川市以之	-)			申請番号・登録番号の (略)	記載要領					
			管轄財務局コード一覧 (略)								管轄財務局コード (略)	一覧			
1 4	命保険会社		生保会社コード一覧				Э п	ᄾᄱᅅ	^ + 1		生保会社コードー	覧			
	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	① 生命	小保険:	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	
	日本	DA	住友	DT	あいおい	EH		日本		DA	損保ジャパンひまわり	DW	AIG エジソン	EP	
	マスミューチュアル	DD	ソニー	DU	東京海上日動あんしん	EJ	-	マスミュ	ューチュアル	DD	アクサ フィナンシャル	<u>·</u> DX	マニュライフ	EQ	
	ティ・アンド・ディ・フィナ ンシャル	DF	損保ジャパンひまわり	DW	富士	EN		T&DZ	<u> アイナンシャル</u>	DF	プルデンシャル	DY	損保ジャパンディー・ア イ・ワイ	ER	

		現 行			
エイアイジー・スター	DG	<u>ウインタートウル・スイ</u> <u>ス</u>	DX	東京海上日動フィナンシャル	EO
太陽	DH	プルデンシャル	DY	AIG エジソン	EP
第一	DJ	ピーシーエー	DZ	マニュライフ	EQ
大同	DK	オリックス	EA	損保ジャパンディー・ア イ・ワイ	ER
富国	DO	アクサ	EB	ハートフォード	ES
朝日	DP	アイエヌジー	EC	大和	ET
ジブラルタ	DQ	三井住友海上きらめき	ED	三井住友海上メットライフ	EU
明治安田	DR	共栄火災しんらい	EE		
三井	DS	日本興亜	EF		

		改正後			
エイアイジー・スター	DG	ピーシーエー	DZ	ハートフォード	ES
太陽	DH	オリックス	EA	大和	ET
第一	DJ	アクサ	EB	三井住友海上メットライ フ	EU
大同	DK	アイエヌジー	EC	<u>クレディ・アグリコル</u>	<u>EW</u>
富国	DO	三井住友海上きらめき	ED	第一フロンティア	<u>EX</u>
朝日	DP	フコクしんらい	EE	<u>かんぽ</u>	<u>EY</u>
ジブラルタ	DQ	日本興亜	EF	<u>アリアンツ</u>	<u>EZ</u>
明治安田	DR	あいおい	EH	ライフネット	<u>JA</u>
三井	DS	東京海上日動あんしん	EJ	SBIアクサ	<u>JB</u>
住友	DT	富士	EN	<u>みどり</u>	<u>JC</u>
ソニー	DU	東京海上日動フィナンシャル	EO	アイリオ	<u>JD</u>

② 外国生命保険会社等

三工作体队公正的		
会 社 名	т П	備考
パペイオニア・アメリカン・インシュアランス・カンパニー	FA	
ワールト・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FB	
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FC	居住者向け営業
<u>トランスアメリカ・オケシテ[*]ンタル・ライフ・インシュアランス・カンパ[°]ニー</u>	<u>FD</u>	
アメリカン・アミカプル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	<u>FE</u>	
<u>ナショナル・トラペ・ラース・・ライフ・カンパニー</u>	<u>F</u>	
ミット・ラント・・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FH	

② 外国生命保険会社等

会 社 名	コード	備考
パイオニア・アメリカン・インシュアランス・カンパニー	FA	
ワールト・サービス・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オフ・・コロラト	FB	
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FC	居住者向け営業
(削る)	<u>(削る)</u>	
(削る)	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
ミット・ラント・・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	FH	

							現	行												改正	後				
	アメリ	リカン・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ダー・ラ	(フ・インシ:	ュアランス・	<u>カンパ[°]ニー</u>		<u>FL</u>						(削る)							(削る)			
	アメリ	リカン・フ	゚゚゚゚゚゚゚゙゙゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ティ・ライフ	・インシュフ	アランス・カン	ンパニー		FM						アメリカン・フィ	デリティ	ィ・ライフ・	・インシ	ュアランス・カン	ンハ°ニー		FM			
=	ファー	ースト・	ショナノ	レ・ライフ・	インシュア	ランス・カン	ハ゜ニー・オフ゛・アメリ	h	FN						ファースト・ナシ	ョナル [・]	・ライフ・・	インシュ	アランス・カン。	ハ゜ニー・オフ゛・アメリカ	h	FN			
=	オール	ルド・リ	パブリ	ック・ライフ	・インシュフ	アランス・カン	ンパニー		FP						オールド・リハ	゚゚゚゚゚゚゙゚゙゚゙゙゙゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ケ・ライフ	・インシ	ュアランス・カン	ンパニー		FP			
	トラン	ンス・ワ-	-ルト・:	アシュアラ	ノス・カンハ	√ °=–			FR						トランス・ワール	ト・ア	シュアラン	ノス・カン	ンパ [°] ニー			FR			
=	リライ	イアスタ	-・ライ:	フ・インシコ	アランス・カ	カンパニー			FS						リライアスター	・ライフ・	インシュ	アランス	く・カンパ [°] ニー			FS			
=	アメリ	リカン・フ	アミリー	・ライフ・ブ	'シュアラン	ス・カンパ	ニー・オブ・コロンハ゛	ス	FT	居住	者向け営業				アメリカン・ファ	₹IJ—··	ライフ・ア	′シュア	ランス・カンパ	ニー・オブ・コロンハブ	z	FT	居住者向け営	業	
=	コンハ	バイント	・インシ	ュアランス	・カンパニ	ー・オブ・ブ	アメリカ		<u>FU</u>						(削る)							(削る)			
	ナショ	ョナーレ	・ネーテ	゛ルランテ゛	ン生命の	保険会社	<u>t</u> n. V.		<u>FV</u>						<u>(削る)</u>							<u>(削る)</u>			
	チュー	ーリッヒ	ライフ・	インシュア	ランス・カン	vv°=−			FW	居住	者向け営業				チューリッヒ・ラ	イフ・イ	ンシュアラ	ランス・	カンパニー			FW	居住者向け営	業	
	カーラ	ディフ・	アシュア	ランス・ウ	í.				FX	居住	舌向け営業				カーディフ・ア	ンュアラ	ンス・ヴ゛	1				FX	居住者向け営	業	
(別紙2)	別紙2) 登録番号の記載要領 (略) 代理申請会社別区分割								(様式Ⅲ	-2-2) 別表1	(別紙2	2)					登録番号の (略 代理申請会社	i)	•		(様式Ⅲ				
				会社名	l		番号			社名		番号				至	会社名			番号		- 2 会社	名	番号	
	Ξ		井	住	友	*	(01)	п	フ	ア	ス	35			Ξ ;	‡	住	友	*	(01)	ア	メリカン	· ホ – ム	37	

37

39

44

49

(53)

A I

ロ イ

スミセ

損 保 ジャ パン ※

ニッセイ同和※

明治安田損保※

U

ズ

39

52

(53)

(54)

(56)

02

(03)

04

(05)

(06)

80

友

い

日本興亜※

損 保 ジャ パン ※

あいおい※

三 井 住

あ い お

栄

友

い

日本興亜※

損 保 ジャパン ※

あいおい※

お

三 井 住

い

あ

02

(03)

04

(05)

(06)

80

アメリカン・ホーム

ゲー リング

損保ジャパン※

ロイ

スミセ

I U

ズ

		現 很	ति	
東 海	日 動	09	ニッセイ同和※	(54)
ニッセ	イ 同 和	10	明治安田損保※	(56)
セコ	٨	11	明治安田損保	57
東 海 日	動 ※	(12)	そんぽ 2 4	58
損 保 ジャ	パン※	(13)	ェ – ス	66
日	新	14	チューリッヒ	67
日 本	興 亜	15	ゼネラリ	68
富	±	16	ザ・ニュー・インディア	77
損 保 ジ	ャパン	17	アクサ	82
朝	日	18	カーディフ	86
日 本 興	亜 ※	(19)	イーグル・スター	91
大	同	22	フェデラル	93
セゾ	ン	23	現代	96
ジェイ	アイ	24	ューラー・ヘルメス	4A
アリア	ンッ	25	アトラディウス	4C
日立キャ	ピタル	26	ジェンワース・モーゲージ	4E
ソ =	_	27		
三井ダイ	' レクト	28		
			-	

*	当該番号につい	ては、合併前の既存代理店におい	で使用する代理申請会社別区分番号である。
---	---------	-----------------	----------------------

	改正		
東 海 日	動 09	明治安田損保	57
ニッセイ同様	和 10	そんぽ 2 4	58
t 그 .	لط 11	ェ – ス	66
東 海 日 動 ジ	* (12)	チューリッヒ	67
損保ジャパンジ	% (13)	ゼ ネ ラ リ	68
日	新 14	ザ・ニュー・インディア	77
日 本 興 <u></u>	亜 15	アクサ	82
富	± 16	カーディフ	86
損保ジャパ	ン 17	フェデラル	93
朝	日 18	現代	96
日 本 興 亜 ジ	% (19)	ア ニ コ ム 損 保	<u>3C</u>
t	司 22	アドリック損保	<u>3F</u>
セ ゾ :	ン 23	S B I 損 保	<u>3G</u>
ジェイア	イ 24	エ イ チ・エ ス 損 保	<u>3H</u>
アリアン	ツ 25	ューラー・ヘルメス	4A
日立キャピタ)	ال 26	アトラディウス	4C
у = -	- 27	ジェンワース・モーゲージ	4E
三井ダイレク	h 28	<u>ファイナンシャル・</u> セ キ ュ リ テ ィ	<u>4F</u>
コ フ ァ .	ス 35	<u>H D I ゲ ー リ ン グ</u>	<u>4G</u>

当該番号については、合併前の既存代理店において使用する代理申請会社別区分番号である。